

事 務 連 絡
令和7年10月23日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

乳がん検診の負担の軽減に係る情報提供について

平素より、がん対策への御理解・御協力を賜りありがとうございます。

乳がん検診については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、総合的な女性の健康支援の一つとして「科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進などがん検診の受診率の向上に向けた取組」と記載されました。これを受け、今般、令和7年10月10日に第45回がん検診のあり方に関する検討会が開催され、現状として、乳がん検診を受けない理由の一つとして検査に伴う苦痛があること等が挙げられ、対応の方向性として、自治体に対して検査に伴う苦痛を軽減するための工夫について情報提供を行うこととされました。

については、検査に伴う苦痛を軽減する手法について、別紙のとおりとりまとめましたので、貴部（局）におかれては、管下市区町村が、マンモグラフィに伴う苦痛への不安の軽減の方策を参考にして検診を行うことができるよう、以下の留意点を踏まえつつ、別紙の内容の周知をお願い申し上げます。

○別紙のURL（第45回がん検診のあり方に関する検討会 資料1 19ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001580557.pdf>

○留意点

周知にあたっては、以下の点に十分ご留意ください。

- ・受診者の負担軽減を目的とした情報提供であることを明確にし、地域の実情を踏まえて対応を検討すること。
- ・特定のマンモグラフィ機器の導入を推奨するような表現を避けること。